

平成30年度 大東市教育委員会 11月定例会 会議録

1. 開催年月日

平成30年11月20日（火） 午後4時00分～午後4時30分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|-------|--------|
| ・教育長 | 亀岡 治義 |
| ・教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・教育委員 | 水野 達朗 |
| ・教育委員 | 太田 忠雄 |
| ・教育委員 | 齊藤 めぐみ |

4. 出席説明員（15名）

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ・学校教育部長兼教育政策室長 | 森田 修司 |
| ・学校教育部指導監 | 岡本 功 |
| ・生涯学習部長 | 南田 隆司 |
| ・生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 | 田川 愛実 |
| ・学校教育部次長兼野崎青少年教育センター所長 | 伊藤 晴人 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 藤原 成典 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 新井 雅也 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 田口 誠 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 宮田 典子 |
| ・学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 | 渡邊 良 |
| ・生涯学習部スポーツ振興課長 | 中村 正則 |
| ・学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 | 梅本 正直 |
| ・生涯学習部生涯学習課参事 | 黒田 淳 |
| ・生涯学習部生涯学習課参事 | 吉田 浩樹 |
| ・学校教育部教育策室上席主査 | 小田 恭裕 |

5. 傍聴者 0名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第29号
平成31年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について
- 日 程 第 3 大東市立中学校事故に関する対応について（報告）
- 日 程 第 4 一般業務報告
- 日 程 第 5 その他
授業評価について

7. 議案書

教委議案第29号

平成31年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について

平成31年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、次のとおり決定する。

平成30年11月20日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

市民の教育に対する期待と要望に応え、学校教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上をめざして、適切な人事管理のもとに教職員組織の充実を図るため。

平成31年度 大東市立小・中学校教職員人事基本方針

平成30年11月20日制定

大東市教育委員会

豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「平成31年度市町村立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。

- 1 本市のめざす教育、および各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。
- 2 児童生徒数の増減および各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。
- 3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換および地区内異動等の人事を積極的に進める。
- 4 新規採用の教職員については、豊かな人間性と教育に対する熱意を有する人材の育成に努める。
- 5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材の登用に努める。

大東市立小・中学校教職員人事基本方針 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>平成31年度</u>大東市立小・中学校教職員人事基本方針</p> <p>豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「<u>平成31年度</u>市町村立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。</p> <p>1 同 右</p> <p>2 同 右</p> <p>3 同 右</p> <p>4 同 右</p> <p>5 同 右</p>	<p style="text-align: center;"><u>平成30年度</u>大東市立小・中学校教職員人事基本方針</p> <p>豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「<u>平成30年度</u>市町村立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。</p> <p>1 本市のめざす教育、および各学校の教育目標の達成を図るため、全学的視野に立ち、適材を適所に配置する。</p> <p>2 児童生徒数の増減および各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。</p> <p>3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換および地区内異動等の人事を積極的に進める。</p> <p>4 新規採用の教職員については、豊かな人間性と教育に対する熱意を有する人材の育成に努める。</p> <p>5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材の登用に努める。</p>

平成31年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領

平成31年度大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。

1. 教職員の人事について

(1) 過欠員の調整

児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換および広域異動（以下「異動等」という。）を行い、効率的な過欠員調整を図る。

(2) 教職員構成の適正化

① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するように留意する。

② 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに学校の教育課題に対応する人材を学校の実情に応じて配置に考慮する。

なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。

(3) 学校の活性化を図る人事の推進

学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。

(4) 市町村間等における人事交流の推進

異動等を行うに当たっては、市町村間、政令指定都市・豊能3市2町・他府県及び異なる校種間等、多様な人事交流を積極的に推進する。

(5) 新規採用教職員の人事

新規採用教職員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。
また、新規採用教員の異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。

(6) 首席・指導教諭の配置

首席及び指導教諭の配置については、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行う。

(7) 異動の対象者

学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。

① 新規採用者

現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。

② ①以外の者

現任校において7年以上勤務する者。ただし、最長10年を目途とする。

- ・ 現任校における勤務年数が7年未満の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが適当であると認めた者を異動の対象者とする。
- ・ 現任校における勤務年数が10年以上の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が協議し、その協議に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務させることがやむを得ないと認めた者は異動の対象者から除外する。

2. 校長および教頭の人事について

校長および教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、女性および若手教職員の登用を心がけ、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。

3. 女性教職員の人事について

- (1) 各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める。
- (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。

4. 教職員の退職について

年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知徹底を図る。

大東市立小・中学校教職員人事取扱要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>平成31年度</u>大東市立小・中学校教職員人事取扱要領</p> <p><u>平成31年度</u>大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。</p> <p>1. 教職員の人事について</p> <p>(1) 過欠員の調整</p> <p style="text-align: right;">同 右</p> <p>(2) 教職員構成の適正化</p> <p>① 同 右</p>	<p style="text-align: center;"><u>平成30年度</u>大東市立小・中学校教職員人事取扱要領</p> <p><u>平成30年度</u>大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。</p> <p>1. 教職員の人事について</p> <p>(1) 過欠員の調整</p> <p style="padding-left: 2em;">児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換および広域異動（以下「異動等」という。）を行い、効率的な過欠員調整を図る。</p> <p>(2) 教職員構成の適正化</p> <p>① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するように留意する。</p>

新	旧
<p>② 同 右</p> <p>(3) 学校の活性化を図る人事の推進 同 右</p> <p>(4) 市町村間等における人事交流の推進 同 右</p> <p>(5) 新規採用教職員の人事 同 右</p>	<p>② 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに学校の教育課題に対応する人材を学校の実情に応じて配置に考慮する。 なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。</p> <p>(3) 学校の活性化を図る人事の推進 学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。</p> <p>(4) 市町村間等における人事交流の推進 異動等を行うに当たっては、市町村間、政令指定都市・豊能地区3市2町・他府県及び異なる校種間等、多様な人事交流を積極的に推進する。</p> <p>(5) 新規採用教職員の人事 新規採用教職員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。 また、新規採用教員の異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。</p>

新	旧
<p>(6) 首席・指導教諭の配置</p> <p style="text-align: right;">同 右</p>	<p>(6) 首席・指導教諭の配置</p> <p>首席及び指導教諭の配置については、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行う。</p>
<p>(7) 異動の対象者</p> <p style="text-align: right;">同 右</p>	<p>(7) 異動の対象者</p> <p>学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。</p>
<p>① 新規採用者</p> <p style="text-align: right;">同 右</p>	<p>① 新規採用者</p> <p>現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。</p>
<p>② ①以外の者</p> <p style="text-align: right;">同 右</p>	<p>② ①以外の者</p> <p>現任校において7年以上勤務する者。ただし、最長10年を目途とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現任校における勤務年数が7年未満の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが適当であると認めた者を異動の対象者とする。

新	旧
<p>2. 校長および教頭の人事について 同 右</p> <p>3. 女性教職員の人事について (1) 同 右 (2) 同 右</p> <p>4. 教職員の退職について 同 右</p>	<p>・ 現任校における勤務年数が10年以上の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が協議し、その協議に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務させることがやむを得ないと認めた者は異動の対象者から除外する。</p> <p>2. 校長および教頭の人事について 校長および教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、女性および若手教職員の登用を心がけ、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。</p> <p>3. 女性教職員の人事について (1) 各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める。 (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。</p> <p>4. 教職員の退職について 年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知徹底を図る。</p>

8. 一般業務報告

1. 家庭教育支援子育て講演会について

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、11月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。

森田部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、太田委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第29号「平成31年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について」の提案理由をお願いします。

新井課長

教委議案第29号「平成31年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について」の教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、市民の教育に対する期待と要望に応え、学校教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上をめざして、適切な人事管理のもとに教職員組織の充実を図るためでございます。

それでは2枚目の「平成31年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針」をご覧ください。豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、下記の事項に重点を置いて適正な人事を行うものです。

人事基本方針に関しましては、昨年度の基本方針からの内容の変更点はございません。従いまして、3枚目でございます市の新旧対照表のとおり、年次修正のみとしております。

次に、この基本方針を踏まえた具体的な方向性を4枚目以降の「平成31年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領」に示しております。

市の要領は、大阪府教育委員会が示す人事取扱要領が基礎となります。

今年度、府の要領につきましては、特に変更点はなく、年次修正のみとなっております。従いまして、市の要領につきましても、5枚目につけました市の新旧対照表のとおり、年次修正のみとしております。

それでは、「平成31年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領」について、概要を説明させていただきます。

まず、1. 教職員の人事について、(1) 過欠員の調整については、児童・

生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換および広域異動を行い、効率的な過欠員の調整を図ってまいります。

次に、(2) 教職員構成の適正化でございます。年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案し、各分野の推進力となる教職員を適性に配置し、教職員構成の適正化に努めてまいります。

次に、(3) 学校の活性化を図る人事の推進の項目についてです。これまで新規採用者の大量採用が続いた中で、若手教職員の育成とその活躍が学校運営のポイントであり、学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進してまいります。

次に、(4) 市町村間等における人事交流の推進について、異動等を行うに当たっては、様々な人事の交流を積極的に推進してまいります。

次に、(5) 新規採用教職員の人事については、資質向上の観点から適正な配置を考慮し、異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進してまいります。

次に、(6) 首席・指導教諭の配置についても、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行ってまいります。

次に、(7) は異動の対象者についてでございます。学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進いたします。基準として、新規採用者については4年から6年、それ以外のものは7年から10年を基準としております。

続いて、2、校長および教頭の人事については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置してまいります。

次に3、女性教職員の人事については、(1) 主任等の任命に当たり、女性教職員の活用を計画的に進めるとともに、(2) 母性保護の観点に十分留意してまいります。

最後に、4、教職員の退職について 年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知を図ることとしております。

以上、人事基本方針並びに人事取扱要領について、提案をさせていただ

きました。何卒、よろしくご審議のほどお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたら
お願いします。

太田委員

広域人事の状況ということで、昨年度の北河内7市と他府県との異動状
況について教えて下さい。

新井課長

昨年度の異動実績につきましては、他府県との異動はなく、北河内地区
外として三島地区へ中学校で1名、泉北地区へ小学校で1名の異動となり
ました。なお、昨年度は北河内地区内での異動はございませんでした。

水野委員

ご説明ありがとうございます。

「平成31年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領」の(3)学校
の活性化を図る人事の推進について、「若手教職員の学校運営への参画を促
進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。」とありますが、具
体的に、若手教職員が学校運営へ参画した事例があれば教えて下さい。

新井課長

教職員の年齢が全体的に若くなってきているということもございまし
て、例えば、中学校において学年主任の経験が無い若手教職員に学年主任
を担ってもらい、各学年の学年主任を経て、3年後には学校からの推薦を
いただき首席・指導教諭となり、学年だけでなく学校を支えていく立場へ
成長を遂げたという事例がございます。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めま
す。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第3 「大東市立中学校事故に関する対応」についての報告
をお願いします。

・・・日程第3 「大東市立中学校事故に関する対応」について報告・・・

・・・・・・日程第4 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・

①家庭教育支援子育て講演会について

⇒12月15日に開催される家庭教育支援子育て講演会の開催目的・内容
等を報告。

⇒参加者が何名であれば集客として成功と考えるかについては、会場の収容人数が300名であるため、8割の240名を目標としている。そのため、当日に向けてしっかりとPRしていきたい。

.....

亀岡教育長

次に、日程第5 その他「授業評価について」でございますが、時間の都合上、次回以降に延期して改めて行いたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

【異議なし全員】

亀岡教育長

それでは、日程第5 その他「授業評価について」につきましては次回以降に延期して改めて行いたいと思います。

以上をもちまして、11月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

平成30年12月27日

亀岡教育長

太田委員